

## 那珂市公園等の管理に関する協定書

地域の財産である公園において、那珂市（以下「甲」という。）と自治会等（市民活動団体を含む。以下「乙」という。）が協働により管理作業等を行うに当たり、相互の役割分担を明確にし、地域におけるコミュニティ活動を推進するとともに、公園の良好な環境の保全及び公園愛護心の向上を図るため、甲と乙は次の通り協定書を締結する。

1. 所在地及び名称 那珂市 番地 ( 公園)

2. 面積  $m^2$   
3. 期間 自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

### 4. 役割分担

#### 1) 自治会等

- ア. 対象公園の芝生及び寄せ植え等の刈込 適宜
- イ. 対象公園の除草及び園内清掃（ゴミ拾い等） 適宜
- ウ. 遊具等の破損及び故障時の市への連絡 随時

#### 2) 那珂市

- ア. 樹木の剪定（樹高3m以上）、及び伐採（管理上支障となるもの）
- イ. 枝、草等の廃棄物の処分
- ウ. 遊具等の修繕・改修（予算の範囲内に応じて）
- エ. その他必要な活動

5. 報償金の額 金 円

報償金の支払いは、原則として年度末に支払うこととする。

6. 乙は、公園を良好な状況に管理し、事故の未然防止に努めるものとする。

管理作業中に事故等が起きたときは、代表者を通じて甲に報告するものとする。

7. 甲は、適宜公園の管理状況を確認し、必要に応じて、乙と協議するものとする。

甲は、予算の確保に努めなければならない。

8. 本協定の期間の満了の日の1ヶ月前までに甲及び乙のいずれかから何の意思表示もないときは、この協定の期間はさらに1年間更新されるものとし、それ以後も同様とする。

9. 次の事実が判明した時は、協定を解除することができる。

1) 公園等を廃止したとき。

2) 乙が協定内容を履行しないとき又は、乙の活動内容が著しく不相当であると認められるとき。

10. 本協定に定めのない事項又は、疑義が生じたときは、甲、乙両方で協議して決定する。

この協定の証として協定書を2通作成し、両者押印のうえ各1通保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 那珂市福田1819番地5  
那珂市長 先崎 光

乙 住所 那珂市  
自治会長 (印)

住所 那珂市  
班長 (印)